

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年2月10日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年2月10日（水）午後1時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

環境課 金井課長、國松主査、芳賀主査補

3 件名

白井市災害廃棄物処理計画の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・災害廃棄物処理実行計画については発災後に策定するのか。
 →災害廃棄物の発生量等を確認してから策定するため発災後になるが、迅速に策定できるよう現在素案を作成している。

（指示）

・発災時に迅速な行動に移せるよう、速やかに実行計画素案を作成すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部環境課

件名	白井市災害廃棄物処理計画の策定について					
内容	<p>【策定の趣旨】 白井市の災害廃棄物処理の対応力向上に努め、事前の備え及び初動期から復旧・復興期までの災害廃棄物処理対策を踏まえた基本方針を策定するため、関係各課、印西地区環境整備事業組合及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し協議、また市民参加として廃棄物減量等推進審議会に適宜報告などを行い、白井市災害廃棄物処理計画を作成したものである。</p> <p>【位置付け】 白井市第5次総合計画上の位置付けは、地域・安心分野の地域防災計画の下に個別計画として位置付ける。</p> <p>【体系】 第1章 はじめに 第2章 災害廃棄物への対策(事前の備え) 第3章 災害廃棄物の処理(初動期から復旧・復興期まで) 第4章 実効性の確保に向けて</p> <p>【計画期間】 計画期間に定めはなく、変更事項が生じた場合は、適宜変更するものである。</p> <p>【策定の視点】 一般廃棄物(し尿も含む)の処理は、一部事務組合の施設で処理している特徴があるため、組合からの意見も計画に反映させている。</p> <p>【これまでの協議状況】 (庁内) 部内会議 4回 職員説明会(関係課職員) 1回 (外部) 廃棄物減量等推進審議会 3回</p> <p>【計画策定にあたっての現状・課題】 ・千葉県が策定した市町村災害廃棄物処理計画策定モデルや策定モデルを用いて策定した野田市の災害廃棄物処理計画等を参考にして作成した。 ・災害廃棄物の処理に関する市の基本的な考え方を市民に周知するため、廃棄物減量等推進審議会に適宜報告、12月にはパブリックコメントを実施した。 ・実際に、災害廃棄物の搬入をするための仮置場の確保が困難な状況である。</p>					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画との整合を図ること。 ・仮置場の選定について都市計画課と協議すること。 					
スケジュール	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	行政運営報告(R3.3月)	広報・HP等	有	HP(議会報告後)
	市民参加	無				
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで				
参考情報	関係法令等	廃棄物処理法、災害対策基本法、国土強靱化基本法				
	関係課	危機管理課、都市計画課				
	事業費	0千円 (うち特定財源				0千円)

白井市災害廃棄物処理計画

(概要版)

令和3年3月

白 井 市

白井市災害廃棄物処理計画の概要（令和3年3月）

1.計画策定にあたって

策定にあたり、白井市国土強靱化地域計画、白井市地域防災計画、印西地区ごみ処理基本計画、白井市一般廃棄物処理計画（し尿）、千葉県災害廃棄物処理計画と整合を図ることとし、市の災害廃棄物処理の対応力向上に努めるため事前の備え及び初動期から復旧・復興期までの災害廃棄物処理対策を定めることとする。

環境省の定める災害廃棄物対策指針を踏まえ、白井市地域防災計画及び千葉県災害廃棄物処理計画等、その計画との整合を図り、災害廃棄物の処理に関する白井市の基本的な考え方を示すものである。

2.計画の位置付け

白井市第5次総合計画上の位置付けは、地域・安心分野の地域防災計画の下に個別計画として位置付ける。

3.計画期間及び変更

計画期間に定めなし・変更事項が生じたときは、適宜変更する。

4.計画の対象とする廃棄物の種類

- ・地震災害及び風水害、竜巻、その他の自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物。
- ・被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物
- ・放射性廃棄物（地域防災計画との整合性の観点から例外的に本計画の対象とする。）

5.災害廃棄物処理に係る基本方針

- ・可能な限り資源化 ・災害廃棄物の減量化 ・廃棄物処理施設（印西クリーンセンター）及びし尿処理施設（アクアセンターあじさい）での処理を優先 ・災害廃棄物は3年以内で処理
- ・経済的な処理及び透明性の高い契約手順の確保

6.災害廃棄物の処理主体及び役割

- ・本市並びに印西地区環境整備事業組合及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が主体となって処理を行うことを基本とする。

なお、災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市や組合といった処理主体で処理することが困難な場合は、民間業者や千葉県及び他市町村へ支援を要請する。

また、大規模災害時において、本市が国の指定する廃棄物処理特例地域に該当し、国に要請を行い、必要と認められた場合は、災害対策基本法に基づいて、国が災害廃棄物の処理を行う。

7.災害廃棄物処理に係る業務内容

- (1) 初動期（発災後数日間）
 - ・組織体制及び協力・支援体制の構築 ・災害状況等の情報収集
 - ・生活ごみ、避難所ごみ及びし尿の処理の検討
 - ・災害廃棄物の撤去など初動期における必要な予算の確保
 - ・各種相談窓口の設置 ・住民等への啓発及び広報
- (2) 応急対応時（概ね、発災後3カ月まで）
 - ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物の処理
 - ・処理事業費の管理
- (3) 復旧・復興期（概ね、発災後3か月以降3年まで）
 - ・災害廃棄物等の処理に係る広域にわたる処理計画の総合調整
 - ・仮設処理施設の必要規模の算定
 - ・災害廃棄物処理事業に係る国庫補助の活用

8.災害廃棄物発生量等

災害廃棄物の発生量

区分		被災棟数・世帯数(棟)※1	発生原単位(t/棟)※2	災害廃棄物量(t)	
震災	全壊	木造	417.9	161	67,281.9
		非木造	51.6	161	8,307.6
		合計	469.5	—	75,589.5
	半壊	木造	1,467.8	32	46,969.6
		非木造	187.0	32	5,984.0
		合計	1,654.8	—	52,953.6
	火災 焼失	木造	95.9	107	10,261.3
		非木造	33.1	135	4,468.5
		合計	129.0	—	14,729.8
	合計		2,253.3	—	143,272.9

・水害については、家屋倒壊はん濫想定区域がないため、災害廃棄物の発生は検討しない。

※1：被災棟数・世帯数は、第1章での想定される災害によるもの

※2：発生原単位（1棟あたりの発生量）は、内閣府による首都直下型地震の被害想定から算出した原単位

白井市地域防災計画及び白井市防災アセスメント調査（令和2年3月）を参考に作成

白井市直下型地震により建物から発生する災害廃棄物の推計発生量

区分	発生量
可燃物系（可燃物 10,284 t、柱角材 3,856 t）	14,140 t
不燃物系（不燃物 35,992 t、コンクリートがら 74,555 t、金属 3,856 t）	114,403 t
合計	128,543 t

全焼により建物から発生する災害廃棄物の推計発生量

区分	発生量
可燃物系（可燃物 14 t）	14 t
不燃物系（不燃物 7,556 t、コンクリートがら 6,571 t、金属 589 t）	14,716 t
合計	14,730 t

し尿収集必要量の推計及び仮設トイレの必要数の推計結果

し尿収集必要量 (kl/日)		
地震発生直後	地震発生後1ヶ月後	通常時(参考値)
33	16	19

	総人口 (人)	水洗化人口 (人)	汲取人口 (人)	避難者数 ※1	上水道支 障率※2	仮設トイレ 必要人数 (人)	1人1日平均排水 量 (L/人・日) ※3	仮設トイレ 必要基数 (基)
災害発生直 後	63,555	51,108	652	2,011	67%	18,590	1.7	238
災害発生後1 ヶ月後	63,555	51,108	652	7,392	7%	8,972	1.7	115

注 総人口、水洗化人口、汲取人口は、平成31年3月31日現在の実績値を用いた。

11.仮置場

本計画では、災害廃棄物の発生箇所のすぐそばで、主に一時的な仮置きを行う仮置場を「一次仮置場」、比較的面積が大きく、主に災害廃棄物の破碎・選別、焼却処理等を行う仮置場を「二次仮置場」とする。

仮置場の種類

種類	定義	備考	必要面積の目安
市民仮置場 ※原則設置は認めないが、応急措置として設置することがある。	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において仮に集積する場所。	・被災後、数日以内に設置。 ・一時仮置場への搬出が完了するまでの運用。 ・地域内の複数個所に市民仮置場を設けることを検討する。	市有地等を、活用する。
一次仮置場	処理（リユース・リサイクルを含む）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所。	・災害廃棄物が混合状態で搬入される場合には、分別等のため広い用地が必要。処理施設又は、二次仮置場への搬出が完了するまでの運用。 ・二次仮置場への中継的な機能を持つ。	選別機器や作業スペースを考慮し、概ね4ha程度を基本とする。 また、仮置き場の選定にあたっては、0.3ha以上の市有地等を優先して活用する。
二次仮置場	・災害廃棄物等の一時的な保管及び中間処理（高度な破碎・選別・焼却）を行う。 ・一次仮置場での分別が不十分な場合等は、二次仮置場が必要となる。	・本市単独での設置が困難な場合、他市町村と共有の仮置場を設置する。 ・災害応急対応時から災害復旧・復興時に確保が必要となる。搬入された災害廃棄物の処理がすべて完了するまで運用する。	二次仮置場の設置は、災害の規模等により本市のみで設置できない可能性が高いため、災害規模や発生する廃棄物の種類などを踏まえて、必要面積を検討する。 ※面積は、災害廃棄物対策指針で破碎設備などの設置が必要となるため、目安として概ね10ha程度とされている。

「環境省 災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）を参考に作成
「千葉県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月）を参考に作成

【仮置場の必要面積の推計】

- ・震災 一次仮置場 4,074ha

12.生活ごみ・避難所ごみ

- ・留意事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。
- ・避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- ・避難所等の生活ごみについて、生活環境の保全の観点から、発災後3～4日後（特に、夏季は早期の取り組みが必要）には収集運搬・処理を開始する。
- ・避難所において、廃棄物の腐敗に伴うハエなど害虫の発生や、生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、害虫等の発生防止活動や駆除活動を行う。
- ・復旧・復興期には、避難所の閉鎖にあわせ、応急仮設住宅からのごみ対策も含めて平常時の処理体制へ移行する。

発災後の避難所ごみの収集運搬・処理に係る留意事項

区分	留意事項
全般	○ ガス供給が停止した場合、カセットコンロの使用が増えるため、作業に当たってはカセットボンベによる発火事故に注意する。 ○ 断水が続いている場合、弁当がらやカップ麺等の食品容器やペットボトル等の飲料容器が大量に発生することに留意する。
収集・運搬	○ 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合） ○ 支援市町村からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保
衛生管理	○ 害虫等の発生状況や課題の把握等 ○ 害虫等の駆除活動（専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行う。）

13.災害廃棄物処理実行計画の策定

- ・災害廃棄物処理を計画的に進めるために、平常時に検討した災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。